

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の概要

1. 背景

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する POPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調して POPs の廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月22日、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、2004年5月17日に発効している。

2. 条約の概要

(1) 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

(2) 各国が講ずべき対策

- ① 製造、使用の原則禁止 (アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCBの9物質) 及び原則制限 (DDT)
- ② 非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCBの4物質)
- ③ POPs を含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④ これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤ その他の措置
 - ・ 条約に記載されている12物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPs に関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）